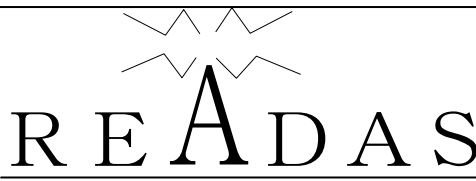


第 4724 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2013年)平成25年 5月 9日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 消費税、任意の中間申告が可能に

**Q**：消費税の取扱いが改正され、任意に中間申告ができるようになったとか。どのようなになったのですか？

**A**：次のようになりました。

### 【解説】

消費税では、これまで、その課税期間の直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の場合には中間申告をしなくてよかったのですが、このたびの改正で、直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含めない年税額）が48万円以下の事業者であっても、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その届出書を提出した日以後、その末日が最初に到来する「6月中間申告対象期間」から、中間申告及び納付することができることとされました。

「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象になる期間をいいます。

納付する税額は、直前の課税期間の確定消費税額の半額（併せて地方消費税額の中間納付税額も納付します）となっていますが、仮決算をして計算した消費税額及び地方消費税額を中間申告・納付することも認められます。

この取扱いは、個人事業者の場合は平成27年分から、法人については平成26年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

